
下野市総合計画前期基本計画
(第2次素案)

【平成20～23年度】

この資料は「素案」修正点のみの『抜粋』となっています。

平成19年9月

下野市

4 施策・事業の優先度設定

当市では厳しい財政状況の中で、市民の納得を得ながら「最小の経費で最大の効果」を挙げるためには、これまで同様の「あれもこれも」の事業展開から「あれかこれか」による事業の選択と集中が欠かせません。そのため、事業の優先度設定を行い、これによる事業の重点化と取捨選択を行います。具体的には「施策・事業内容」において、各施策・事業を「事業の性質」「事業を取り巻く状況」の2つの観点から分類しています。

「事業を取り巻く状況」とは、

- 事業の緊急性
- 事業の必要性
- 事業の熟度
- 事業見直し、経費節減の余地

などから、分類したものです。(右図のAからDを参照)

~~その事業の緊急性や熟度などから大きく「事業計画に基づき推進するもの(A・B)」「事業計画の見直しを行いながら推進するもの(C・D)」「事業の着手(の是非)を検討するもの(E)」「事業を廃止・凍結するもの(F)」に分類し、このうち「事業の着手(の是非)を検討するもの」「事業を廃止・凍結するもの」を除く施策・事業について、基本計画に記載することとしています。(図のAからDを参照)~~

「事業の性質」とは、~~その事業を行うことによって期待される成果や行わなかったことによって懸念される影響などによって分類され、生命・財産の保証などに関する施策・事業の優先度が高くなります。基本構想における「施策の展開方向」に示した「心豊かに暮らせる、創造と躍進のまち」「心安らかに暮らせる、安全・安心なまち」を実現するための視点に立ち、~~

- 生命財産の保証の度合い
- 豊かさの創造の度合い
- 事業実施に関する市の裁量の度合い
- 事業の義務的度合い

などを考慮しながら、分類したものです。(右図の分類1から分類5を参照)

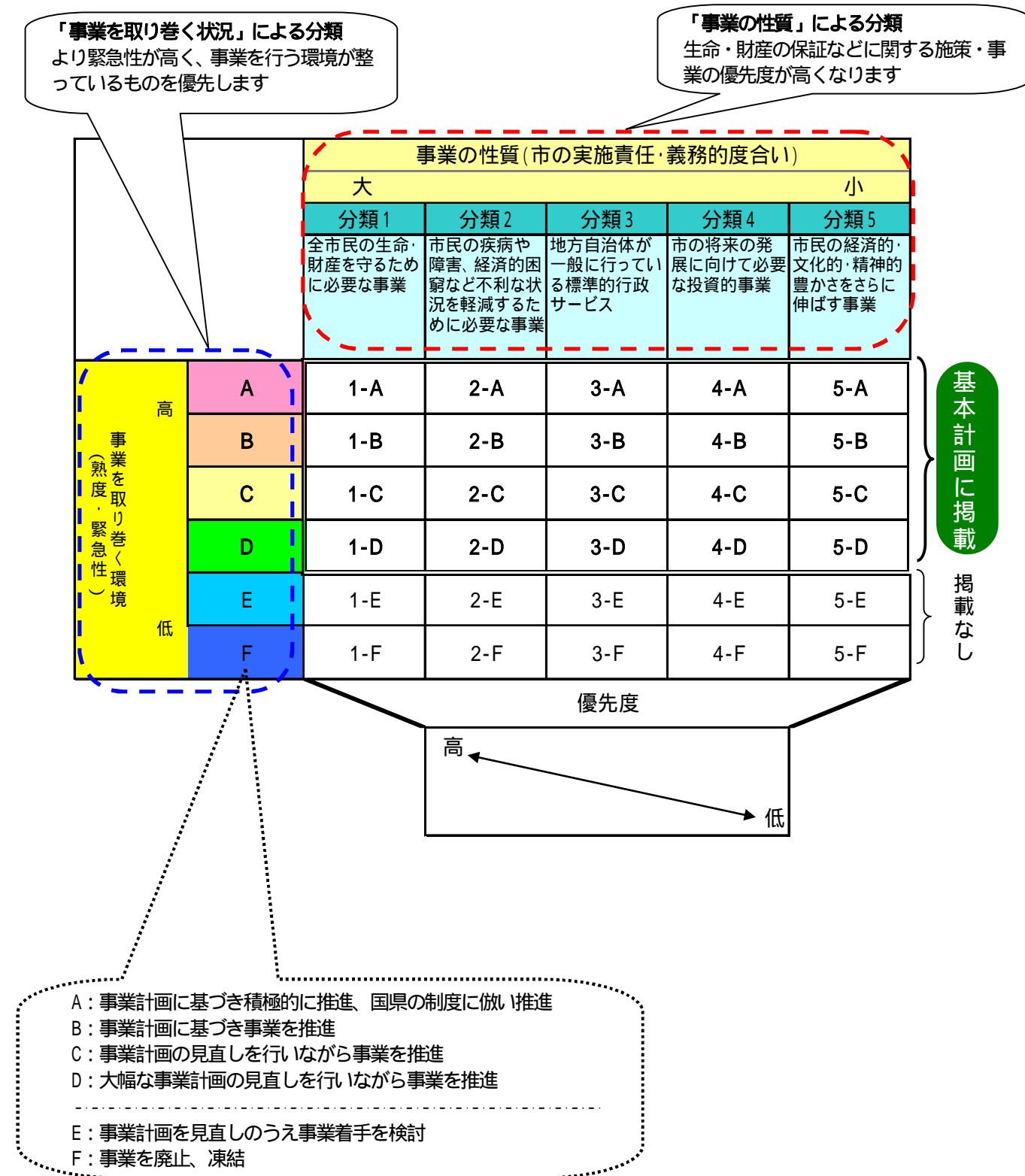
一般的に「心安らかに暮らせる、安全・安心なまち」を実現するための施策や事業は、国県からの義務付けの度合いが高いなど、市の財政状況や政策判断に関らず必ず実施しなければならないものが多く、「心豊かに暮らせる、創造と躍進のまち」に分類される事業より、必然的に優先度が高くなります。~~(下図の分類1から分類5を参照)~~

~~こうした分類によって、市民の生命・財産の保証にかかる施策・事業の優先度を高めながら、より緊急性が高く、事業を行う環境が整っているものから優先的に実施できるように努めます。~~

なお、各施策・事業は毎年度終了するものや新規に行なうものが発生することから、毎年度見直される事業計画(実施計画)で、適宜見直しを行っていきます。

(旧)

総合計画事業の優先度設定の考え方



(新)

総合計画事業の優先度設定の考え方

